

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年十二月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ奥田南店

所在地 岡山市奥田南町三〇一〇一〇一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

代表者の氏名 代表取締役 原田 昭彦

(2) 名称 株式会社ラブドラッグス

住所 岡山市福富西三丁目七一四〇

代表者の氏名 代表取締役社長 藤田 和代

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗を設置する者 マックスバリュ西日本株式会社

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 マックスバリュ西日本株式会社

(変更後)

(1) 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社及び株式会社ラブドラッグス

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

マックスバリュ西日本株式会社及び株式会社ラブドラッグス

4 変更年月日

(1) 平成十六年十二月一日（大規模小売店舗を設置する者）

(2) 平成十七年八月一日（大規模小売店舗において小売業を行う者）

二 届出年月日

平成十六年十二月一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十六年十二月七日から平成十七年四月七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課、岡山地方振興局総務振興部総務振興課及び岡山市役所